

○研究不正再発防止のための改革委員会設置細則

(平成26年4月3日細則第43号)

(設置)

第1条 研究不正再発防止改革推進本部設置細則（平成26年細則第42号）第8条第3項の規定に基づき、研究不正再発防止のための改革委員会（以下「委員会」という。）の構成その他必要な事項を定める。

(構成)

第2条 委員会の委員は、理事長が委嘱する外部有識者8人以内をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認める場合には、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 4 前項の出席者は、意見を述べることができる。

(委員の謝金及び旅費)

第4条 委員会に出席する委員に対し、謝金及び必要な旅費を支給することができる。

- 2 委員に対する謝金及び旅費の支給に関しては、委員会委員等への謝金等の支給基準（平成15年細則第69号）の定めるところによる。

(委員会の事務局)

第5条 委員会の事務局は、研究不正再発防止改革推進室が行う。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この細則は、平成26年4月4日から施行する。

研究不正再発防止のための改革委員会

平成 26 年 4 月 10 日現在

市川 家國	信州大学医学部 特任教授
岸 輝雄	新構造材料技術研究組合 理事長
塩見 美喜子	東京大学大学院理学系研究科 教授
竹岡 八重子	光和総合法律事務所 弁護士
中村 征樹	大阪大学全学教育推進機構 准教授
間島 進吾	中央大学商学部 教授、公認会計士

(参考)

○研究不正再発防止改革推進本部設置細則

(平成26年4月3日細則第42号)

(設置)

第1条 組織規程(平成25年規程第2号)第65条の規定に基づき、独立行政法人理化学研究所(以下「研究所」という。)に、研究不正の防止及び高い規範の再生のための研究所における取組(以下「取組」という。)について、実施状況等の確認、必要な指示等を行うことにより着実な実施を確保するため、研究不正再発防止改革推進本部(以下「改革推進本部」という。)を置く。

(業務)

第2条 改革推進本部は、次の業務を行う。

- (1) 取組の策定に関すること。
- (2) 取組の実実施計画の策定及び実施状況等の確認と必要な指示に関すること。
- (3) 第一号及び前号の業務に係る関係部署の業務の総合調整に関すること。
- (4) 関係官庁及び学会等関係法人との連絡調整に関すること。
- (5) その他必要な事項

(研究不正再発防止改革推進室)

第3条 改革推進本部に研究不正再発防止改革推進室(以下「推進室」という。)を置く。

2 推進室は、改革推進本部の運営に関する次の業務を行う。

- (1) 企画、調整及び進行管理に関すること。
- (2) 国内及び海外の研究機関等との連携及び協力に関すること。
- (3) 国内及び海外の研究不正に関する調査に関すること。
- (4) 取組の実実施に対する外部評価に関すること。
- (5) 改革推進本部の開催及び委員会等の開催に関すること。

(本部長)

第4条 改革推進本部に、本部長を置く。

2 本部長は、理事長をもって充てる。

3 本部長は、改革推進本部の運営に係る業務を統括する。

(副本部長)

第5条 改革推進本部に、副本部長を置く。

2 副本部長は、理事長が指名する者とする。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があるときは、その職務を代行する。

(本部員)

第6条 改革推進本部に、本部員を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる(第5条第2項の者を除く)。

- (1) 理事
- (2) 理事長が指名する者

3 本部員は、本部長が指定する業務を分担して行う。

(室長等)

第7条 推進室に室長を置く。

- 2 室長は、命を受け、所掌業務を統括する。
- 3 推進室に室長代理を置くことができる。
- 4 室長代理は、命を受け、室長の業務を補佐し、室長に事故等あるときは、その職務を代行する。

(研究不正再発防止のための改革委員会)

第8条 改革推進本部に研究不正再発防止のための改革委員会（以下「改革委員会」という。）を置く。

2 改革委員会は、研究不正を抑止するため、研究所の体制、規定、運用等について、研究所外部の視点で課題の抽出、改善策の提言を行う。

3 改革委員会の構成その他必要な事項については、別に定める。

(決裁権限)

第9条 本部長は、決裁基準規程（平成25年規程第1号）別表第2「一般権限」に掲げる事項のうち、理事が決裁権限を有する事項について決裁権限を有するもののほか、別表に掲げる事項について権限を有するものとする。

2 室長は、決裁基準規程別表第2「一般権限」に掲げる事項のうち、部長が決裁権限を有する事項について決裁権限を有するものとする。

3 室長代理は、決裁基準規程別表第2「一般権限」に掲げる事項のうち、課長が決裁権限を有する事項について決裁権限を有するものとする。

(他の諸規程との関係)

第10条 その他改革推進本部の運営管理に関して必要な事項は、研究所の諸規程に定めるところによる。

附 則

この細則は、平成26年4月4日から施行する。

別表（第9条関係）

決裁権限

固有権限	本部長	理事長
研究不正を防止するための研究所における取組の決定		○
取組の実施計画の策定及び実施徹底のための必要な指示	○	
国内及び海外の研究不正に関する調査	○	
国内及び海外の研究機関等との連携及び協力	○	

研究不正再発防止策にかかるとり組みの体制

理事長

研究不正再発防止改革推進本部

任務： ① **研究不正を防止**するため
 ② **STAP現象を検証**するため
 の理研の取り組みを、**実施状況等の確認と
 必要な指示**などにより**責任をもって実施**する。

本部長	野依 良治(理事長)
副本部長	坪井 裕(理事)
本部員	川合 眞紀(理事)
	古屋 輝夫(理事)
	大江田 憲治(理事)
	米倉 実(理事)
	山崎 泰規(上席研究員)
	吉田 稔(主任研究員)

再発防止策の提言

研究不正再発防止のための改革委員会

任務： 研究不正を抑止するため、理研の体制、
 規程、運用等について**課題の抽出、
 改善策の提言**

委員

市川 家國	(信州大学医学部 特任教授)
岸 輝雄	(新構造材料技術研究組合 理事長)
塩見 美喜子	(東京大学大学院理学系研究科 教授)
竹岡 八重子	(光和総合法律事務所 弁護士)
中村 征樹	(大阪大学全学教育推進機構 准教授)
間島 進吾	(中央大学商学部 教授、公認会計士)

海外有識者からの意見聴取

改革委員会における検討と並行して、海外研究機関
 から研究不正を抑止するための対策について意見聴
 取し、改革委員会の**提言に反映**させる。

理研研究者・
 外部有識者の意見